

土地利用条件

物件番号	土地の名称	土地利用条件
①	鶴見区 鶴見中央四丁目 土地	<p>(1) 募集用途 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）別表第二に基づき商業地域内に建築することができる建築物で、周辺環境と調和したものとします。 ただし、下記に掲げるものの用として建築物の全部又は一部を利用するものは除きます。 ア 興行・集会を目的とする施設、旅館、ホテル、飲食の提供を伴う店舗その他これらに類するものの用 イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所その他これらに類するものの用 ウ 前記イに定めるもののほか、反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用 エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用 ※ 敷地割りをすることは不可とします。</p> <p>(2) 附帯設置を要する施設 ・ 地域防犯に供する施設 ・ 地域防災に供する施設 ・ 地球温暖化対策に供する施設</p> <p>(3) 市内事業者の活用 設計、施工、管理運営業務のいずれかにおいて、市内事業者（横浜市内に主たる事務所又は事業所を有するものをいう。）を活用</p>
②	青葉区 藤が丘一丁目 土地	<p>(1) 募集用途 公益的施設（診療所・幼稚園・デイサービス・老人ホーム又はこれらに類する施設）で低層（高さ等の取扱いのとおり）のものとしす。 なお、西側の道路に面する部分の 2 階以下で建物総面積の過半を超えない範囲において店舗・事務所を設置することを可とします。 （高さ等の取扱い） 第二種中高層住居専用地域部分：当該用途地域の高さ等の制限内で階層は 3 階までとします。 第一種低層住居専用地域部分：当該用途地域の高さ等の制限内で階層は 2 階までとします。 ※ 敷地割りをすることは不可とします。</p> <p>(2) 附帯設置を要する施設 ・ 地域交流施設（事業者が設置・運営し、地域の交流促進に寄与する屋内型の施設として 100㎡程度） ・ 地域防災に供する施設 ・ 地球温暖化対策に供する施設</p> <p>(3) 市内事業者の活用 設計、施工、管理運営業務のいずれかにおいて、市内事業者（横浜市内に主たる事務所又は事業所を有するものをいう。）を活用</p>

<p>③</p>	<p>青葉区 鴨志田町 土地</p>	<p>(1) 募集用途</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該地に係る開発許可^{※1}に沿って設置する教育研究施設 又は ・ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 42 条ただし書^{※2、3}に基づき、当該地に係る開発の変更の許可を受けて設置する施設 <p>※1 当該地は、都市計画法に基づき、教育研究施設（建ぺい率 30%、容積率 50%、高さ 20m 以下の制限）として、昭和 59 年 6 月 14 日開発許可（昭和 63 年 3 月 2 日変更許可）、昭和 63 年 6 月 13 日検査済み、平成元年 7 月 25 日完了公告の手続がなされています。（当該開発許可名義人以外でも条件を満たす場合は設置可能）</p> <p>※2 「当該開発区域における利便の増進上若しくは開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がない」と認められるときは、開発許可で定められた予定建築物の用途の変更が可能な場合があります。<u>ただし、当該地は市街化調整区域に指定される以前から現在まで継続して宅地である土地ではないため、住宅等は認められません。</u></p> <p>※3 <u>次の用途に該当する施設は、許可の対象となります。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">「横浜市開発審査会提案基準第 3 号第 1 項の適用対象に該当する施設（公益上必要な建築物）」</p> <p style="padding-left: 2em;">「横浜市開発審査会提案基準第 27 号第 1 項の適用対象に該当する施設（社会福祉施設等。ただし、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に基づく養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人介護支援センターや、認可保育所を除く。）」</p> <p>(2) 附帯設置を要する施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域防災に供する施設 ・ 地球温暖化対策に供する施設 <p>(3) 市内事業者の活用</p> <p>設計、施工、管理運営業務のいずれかにおいて、市内事業者（横浜市内に主たる事務所又は事業所を有するものをいう。）を活用</p>
----------	----------------------------	---